



平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U - N E X T  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀  
(コード番号：9418)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 堀 内 雅 生  
TEL. 03-6741-4426

### 「内部統制システム整備の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月21日開催の取締役会において、「内部統制システム整備の基本方針」について、下記のとおり、一部改定することを決議しましたので、お知らせいたします。  
(なお、変更部分は下線で示しております。)

#### 記

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス体制)

- ① 当社および子会社 (以下「当社グループ」といいます。) の取締役および使用人 (以下「役職員」といいます。) の業務執行が法令および定款に適合することを確保するため、「U-NEXT グループ行動規範」を制定し、法令順守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。
- ② 当社グループの役職員による「U-NEXT グループ行動規範」の徹底と実践的運用を行うため、教育・研修を実施するとともに、「内部通報規程」を整備します。
- ③ 当社グループの反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、「U-NEXT グループ行動規範」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力の排除に関する規程」を整備し、教育・研修の実施、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との契約への反社会的勢力排除条項の明記など、実践的運用のための社内体制を整備し徹底します。

(内部監査体制)

- ① 内部統制・牽制機能として監査室を設置し、代表取締役が承認した監査計画にもとづき、当社グループの各業務執行部門 (子会社を含みます。) の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに監査役に報告します。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理体制)

- ① 総合的なリスク管理に関する規程を定め、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク全般の管理およびリスク発生時の対応を的確に行える体制を整備します。
- ② 品質、安全、環境、災害、情報等、機能別の各種のリスクについては、その機能に応じて対応する部門・部署あるいは委員会等を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備します。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(効率的な業務執行の体制)

- ① 戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、効率的な運営を行うため、取締役を少数化し、執

行役員制度を導入します。

- ② 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任します。
- ③ 業務執行に関わる重要事項の決裁、戦略決定などを効率的に行うために各種会議体を設置し、取締役会が定めた「業務分掌規程」および「業務決裁規程」にもとづき審議、決定し、実施します。

#### 4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(業務執行に関する情報の保存および管理)

- ① 「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」を定め、取締役会議事録、稟議書類、各種契約書類その他の業務執行状況を示す主要な情報を適切に保存・管理するとともに、電子情報を安全かつ有効に活用するための社内体制を整備します。

#### 5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(企業集団における業務適正化の体制)

- ① 「グループ会社管理規程」の定めにより管理を行います。
  - ② 「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングし、必要に応じて適切な指導・助言を行います。
  - ③ 監査室による内部監査を実施するとともに、監査役の派遣等を通じて、適宜、子会社の適正な業務執行を監視します。
  - ④ 子会社は、業務の適正を確保するため、事業の特性に応じて社内規程を整備します。
  - ⑤ 財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(監査役の監査体制に関する事項)

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことおよび置く場合の員数については、監査役会の意見を聴取し、関係各方面の意見を十分に考慮して、取締役会が決定します。
- ② 前号の使用人は、監査役の直接指揮により、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行います。また、当該使用人の人事異動等については、事前に監査役会の同意を得ることとします。

#### 7. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(監査環境の整備)

- ① 補助使用人の業務が円滑に行われるよう、役職員は、監査環境の整備に協力するものとします。

#### 8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(業務執行に関する監査役への報告体制)

- ① 当社グループの役職員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社あるいは子会社に著しい信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は、遅滞なく報告します。また、監査室が行う内部監査の結果や「内部通報規程」による通報の状況についても報告します。
- ② 当社グループは、内部通報システムの適用対象に子会社を含め、監査役への適切な報告体制を確保するものとします。

#### 9. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(内部通報に関する規程の整備)

① 通報をした役職員が、監査役への報告又は内部通報窓口への通報により、人事評価等において不利な取り扱いを受けることがないよう規程等を整備します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(監査役職務の執行について生ずる費用の処理)

① 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(監査役職務の重要会議への出席権の確保)

① 監査役による業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役と監査役は、定期的に経営情報を共有する機会を持つとともに、「経営会議」などの重要な会議に、監査役会の指名した監査役が出席します。

(監査役による計算書類等の監査に関する事項)

- ① 監査役は、会計監査人の監査の方法・結果の相当性を判断し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の年次監査計画について事前に確認し、逐次、監査結果の報告を受けます。
- ② 監査役と会計監査人が相互に連携を保ち、効率的な監査のできる体制を確保します。

以上